

電波監理審議会（第921回）議事要旨

1 日 時

平成19年7月11日（水） 15:00～16:40

2 場 所

総務省会議室（10階1002会議室）

3 出席者（敬称略）

(1) 電波監理審議会委員

羽鳥 光俊（会長）、井口 武雄（会長代理）、小舘 香椎子

(2) 電波監理審議会審理官

西本 修一

(3) 幹事

三井 一幸（総合通信基盤局総務課課長補佐）

(4) 総務省

寺崎総合通信基盤局長、田中電波部長、小笠原情報通信政策局長 他

4 議 事 模 様

(1) 無線設備規則の一部を改正する省令案について

（19. 5. 16諮問第18号）

無線設備ごとに必要な占有周波数帯幅の許容値の指定に係る標記省令案について、意見の聴取の手續を主宰した審理官から提出された意見書（参照：第428回電波監理審議会意見の聴取意見書）及び調書に基づき審議した結果、適当であると認め、答申した。

(2) 無線設備規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令案について

（19. 5. 16諮問第19号）

スプリアス発射の強度に関する経過措置の適用期間延期に係る標記省令案について、意見の聴取の手續を主宰した審理官から提出された意見書（参照：第429回電波監理審議会意見の聴取意見書）及び調書に基づき審議した結果、適当であると認め、答申した。

(3) 広帯域電力線搬送通信設備の型式指定処分に係る異議申立てについて

（付議第3号）

平成19年7月11日付けで付議された、総務大臣が行った平成19年総務省告示第242号及び平成19年総務省告示第293号により告示された広帯域電力線搬送通信設備の型式指定に係る異議申立てについて、総務省から次のとおり説明があった。

なお、本件は、電波法の規定により、当審議会において審理を行う必要があるため、審議した結果、本件審理を主宰する審理官として西本修一を指名した。

○ 総務省の説明

本件は、平成19年3月23日付け及び平成19年5月16日付けで電波監理審議会に付議した広帯域電力線搬送通信設備の型式指定処分に関する異議申立てと類似の案件である。今般、新たに平成19年4月12日付けと平成19年5月16日付けで官報告示された広帯域電力線通信設備の型式指定について、その取消しを求める異議が申し立てられたものである。

まず、異議申立ての年月日については、平成19年6月11日に異議申立てがなされたものであり、異議申立人は付議第1号及び付議第2号と同様、115名である。

異議申立てに係る処分については、平成19年4月12日付け及び平成19年5月16日付けで官報で告示された型式指定の処分ということで、合計14件である。

異議申立ての趣旨等については、付議第1号及び付議第2号と同様であるが、今回の異議申立てに係る提出書類には前回までの異議申立てと異なり、証拠説明書等が添付されていない。

これに基づき、総務省で審査した結果、異議申立人の申立資格、代表者等の資格の証明並びに記載事項のうち異議申立人の氏名及び年齢又は名称並びに住所及びに、異議申立てに係る処分があったことを知った年月日を除いて「適」としている。異議申立人の申立資格については、総務省としては、電波監理審議会の審理の中で釈明を求めていきたいと考えているため、審査留保としている。また、代表者の資格証明並びに記載事項のうち異議申立人の氏名及び年齢又は名称並びに住所並びに異議申立てに係る処分があったことを知った年月日については、不備部分について補正を求めているが、補正後の文書がまだ提出されていないため、審理留保としている。しかし、補正を求めている内容が審理を行う上で、実質的な支障を生じさせるものではないため、電波法第85条に基づき、電波監理審議会の議に付するものである。

(4) 電波法施行規則及び無線設備規則の各一部を改正する省令案について

(諮問第23号)

広帯域移動無線アクセスシステムに係る高利得FWAシステムの導入、5GHz帯無線アクセスシステムの登録局の開設可能区域の拡大及びDSRCシステムの高度化に係る省令

案について、次のとおり総務省の説明があり、審議の結果、適当である旨答申した。

なお、本件については、電波法第99条の12第1項により意見の聴取が義務付けられており、意見の聴取の手続を主宰する審理官として西本修一を指名した。

○ 総務省の説明

広帯域移動無線アクセスシステムに係る高利得FWAシステムの導入については、ブロードバンドサービスが享受できない山間地等のデジタル・ディバイドを解消するため、高利得FWAシステムの活用が期待されており、情報通信審議会において本年1月より本システム導入に関する技術的条件について検討が行われていたところである。その後、本年4月に同審議会より「2.5GHz帯を使用する広帯域無線アクセスシステムの技術的条件」のうち、「高利得FWAシステムの技術的条件」に関する一部答申をいただいたため、本答申を踏まえ関係省令を改正するものである。

なお、情報通信審議会において高利得FWAに関しては、WiMAXと次世代PHSの2つの方式のうちシステム間の同期を確保する必要があるため、1つの方式とすることが適当であるとの答申が出ているところである。本件では、上記2つの方式の技術基準について無線設備規則上規定することとするが、固定系地域バンドの割当周波数は1つであり、1方式しか導入できないため、無線設備規則に基づく告示により、導入するシステムについてはWiMAXとした。

次に、5GHz帯無線アクセスシステムの登録局の開設可能区域の拡大についてである。5GHz帯（4,900MHz～5,000MHz）においては、高出力の無線アクセスシステムを簡易な登録制の手続により導入するため、もともと同帯域を使用していた電気通信用固定局の使用期限を本年11月末とし、その立ち退きを進めてきた。このうち東京、東海、近畿の地域については既に使用期限を2年間前倒し、平成17年12月1日より5GHz帯無線アクセスシステムの登録制度を導入しているところである。今般、東名阪以外の地域についても使用期限が到来するため、12月1日より隣接する周波数帯の無線局に影響を与える可能性がある一部の地域を除き、開設可能地域を全国に拡大するための関係省令の改正を行うものである。

3点目は、DSRCシステムの高度化についてである。DSRC（Dedicated Short Range Communications）システムとは、ITSの主要システムの1つとしてETCや駐車場の入退出管理用に使用されているものであり、今後本システムを活用し、高速道路等において合流地点前で流入車両の情報を提供するサービス等が予定されている。そのため、現行DSRCシステムの通信方式であるの単向通信方式、半複信方式及び複信方式に同報通信方式及び単信通信方式を追加するための関係省令の改正を行うものである。

(5) 周波数割当計画の一部変更案について

(諮問第24号)

二周波方式による一般業務用の周波数の拡充及び1.2GHz帯を使用した画像転送用携帯局の導入に係る周波数割当計画の一部変更案について、次のとおり総務省の説明があり、審議の結果、適当である旨答申した。

○ 総務省の説明

二周波方式による一般業務用の周波数は、現在タクシー車両の位置情報の把握等に活用されており、453/467MHz帯の周波数が割り当てられている。しかし、最近、デジタルタクシー無線の利用需要が急増しているため、今後周波数の割当てができなくなるおそれが出てきている。それを解消するため、二周波方式として467MHz帯と対とする453MHz帯の周波数に、二周波方式による陸上無線業務を追加する等の変更を行うものである。

また、1.2GHz帯を使用した画像転送用携帯局については、近年、建築物の眺望撮影、竣工写真撮影等に役立っているため、高い高度からだけでなく、低い高度からの空中撮影のニーズが高まっている。ラジコンヘリコプターに搭載した1.2GHz帯の実験局として低空において伝送実験を行ったところ、所要の画像品質が確保され、他の無線局への電波干渉もないことが確認されたため、実用局の免許が可能となるよう1,260MHzから1,300MHzまでの周波数に移動業務を追加する変更を行うものである。

(6) 2.5GHz帯の周波数を使用する特定基地局の開設に関する指針案について

(諮問第25号)

2.5GHz帯の周波数を使用する特定基地局の開設に関する指針案について、次のとおり総務省より説明があり、審議の結果、適当である旨答申した。

○ 総務省の説明

指針案において対象となる周波数は、2,545MHzから2,575MHzまでの30MHzと2,595MHzから2,625MHzまでの30MHzの合計60MHzとし、中間の10MHzについては固定系地域バンドとして別途免許方針を策定しているところである。本指針案の概要は、(1)移動通信向けに全国単位で上記の60MHzを30MHzずつ最大2社に割り当てる、(2)技術間競争及び新規参入の促進により、新たに無線サービスの展開と市場の活性化を図るため、第三世代移動通信事業者及びそのグループ会社以外の者に割り当てる、(3)通信方式は、WiMAX、次世代PHS、MBTDD-625kMC、MBTDD-Widebandの4方式から事業者が選択、(4)MVNO(仮想移動体通信事業者)による無線設備の利用促進のため計画の策定を義務付け、(5)認定後3年以内にサービス開始し、認定後5年以内に各管内のカバー率50%以上

になるよう基地局を設置する等である。

本指針案については、本年5月15日から同年6月15日にかけてパブリックコメントを行い、本日審議会に諮問をしたものであり、答申をいただいた後のスケジュールとしては、本指針案を告示し、開設計画の申請を受け付け、要件審査を行うこととなる。要件を満たす申請が3者以上からあった場合には、更に比較審査を行い、より要件に適合している2者を認定することとなる。

また、本件のパブリックコメントでは、意見が50件寄せられ、主な意見としては、概ね賛成意見であったが、固定系地域バンドとして確保している10MHzを20MHzにして欲しいとの意見があった。総務省としては、限られた帯域の中で、デジタル・ディバイド解消のために設定しているものであるため、サービス品質として10MHzで十分であると考えている。その他の意見としては、本指針案では、第三世代移動通信事業者による単独申請を認めて欲しいとの意見があった。総務省としては、第三世代広帯域無線アクセスの技術間競争の促進する観点から、第三世代移動通信事業者の出資を3分の1以下に制限しているが、第三世代移動通信事業者が当該制限の範囲内において参画することによって、移動通信にかかる経営資源を有効活用し、円滑な事業展開を図ることが可能と考えている。また反対に第三世代移動通信事業者の出資比率をもっと抑えるべきとの意見もあった。総務省としては、第三世代移動通信事業者が有している移動通信におけるノウハウや経営資源を円滑な事業展開に活かすことが期待されるため、一定の議決権を与えることが必要だと考えている。

(7) 放送普及基本計画及び放送用周波数使用計画の各一部変更案について

(諮問第26号)

平成23年度以降のBS放送用周波数の追加、平成19年12月開始予定のBSデジタル放送の開始日の変更及びCSデジタル放送における予備衛星の後継衛星の確保に係る放送普及基本計画及び放送用周波数使用計画の各一部変更案について、次のとおり総務省より説明及び質疑応答があり、審議の結果、適当である旨答申した。

ア 総務省の説明

本件については大きく分けて3つの内容からなっている。まずは、BS放送の平成23年以降の扱いについてである。現在我が国に割り当てられているBS放送用の周波数は全部で12チャンネルあり、1、3、13、15の4チャンネルについては平成12年12月からBSデジタル放送として使用され、5、7、9、11の4チャンネルのうち5、7、11の3チャンネルはBSアナログ放送として、また9についてはBSデジタル放送として本年12月以降使用することとなっている。BSアナログ放送として使用する3チャン

ネルについては平成23年に終了予定としており、その後の利用方法については未定となっている。さらに17、19、21、23の4チャンネルについては現時点では使用されていないチャンネルとなっている。そこで平成23年で終了予定の3チャンネル及び現在未使用中の4チャンネル、合計7チャンネルについて、ニーズ調査を行った。その結果、既に放送を行っている事業者からは、画質をあげるなどのためスロット数を拡大したいとの要望や新たにBS放送に参入したいという事業者、地上デジタル放送が2011年までに整備できない地域のためにBS放送を使い、地上デジタル放送を再送信するといった要望等が合計13トラポン分のニーズが寄せられた。これを受け、7チャンネルについて平成23年以降使用できるよう関係規定の整備を行うものである。

2点目は、平成19年12月開始予定のBSデジタル放送の開始日の変更についてである。スター・チャンネルについては、現在NHKが使用している15チャンネルの一部を使用して番組を放送しているが、本年12月からはスロット数を拡大し、9チャンネルにおいて放送を始める予定となっている。現在の放送用周波数使用計画が12月1日をもって瞬時に切り替えるとの規定となっているが、余裕をもって段階的に切り換えが行えるよう関係規定を整備するものである。

3点目は、CSデジタル放送における予備衛星の後継衛星の確保についてである。CSデジタル放送用の東経124度及び128度の軌道位置にそれぞれある衛星の予備衛星の寿命が間もなく到来するため、後継の予備衛星を秋に打ち上げる予定となっている。放送用周波数使用計画においてCSデジタル放送の予備衛星が使用できる周波数について規定しているため、後継の予備衛星打上げに係り関係規定を整備するものである。

イ 主な質疑応答

- ・ ニーズ調査に寄せられた意見において、新規事業者を多数参入させることは既存事業者の収益を悪化させる要因となるとあるが、悪化させることとならない具体的な判断材料はあるのか、との質問に対し、総務省から、既存のBSデジタル事業者が累積赤字を抱えていることは事実であるが、現在報告されている平成18年度決算ベースでは単年度黒字を達成している事業者もあり、改善している傾向にあること、またBSデジタル放送に対する認知度の高まり等明るい展望もあることから、累積赤字を抱えている現状のみを踏まえ、新規参入を排除することはできないと考えている、との回答があった。

(8) 日本放送協会の衛星放送番組送出用多重化装置等の一部を賃貸する業務の認可

(諮問第27号)

本件は、諮問第28号と関連する事案であったため、諮問第28号と一括して総務省の説明があった。

(9) 日本放送協会の放送設備の賃貸の認可について

(諮問第28号)

本件は、諮問第27号と関連する事案であったため、諮問第27号と一括して次のとおり総務省の説明及び質疑応答があり、審議の結果、適当である旨答申した。

ア 総務省の説明

現在の放送法では、NHKが放送用の設備を他社に賃貸する際には、放送以外の業務を行うという面と、放送用の設備という重要な設備の賃貸という面の2つの適正性を認可の対象としているため、諮問第27号、第28号の2つの諮問となっているが、実態としては、NHKが保有している衛星放送番組用の多重化装置の一部を、デジタルデータ放送を行っている者に賃貸するという1つの行為に係るものである。本年12月を目途にチャンネルの再編成が予定されており、現在、NHKのアナログハイビジョンが行われている9チャンネルにおいて、日本BS、スター・チャンネル、WHCの3社の事業者が新たにデジタル放送を行うことになっている。これに伴い、現在、スター・チャンネル、日本BSが使用している15チャンネルの帯域が空くこととなり、この空いた帯域にWINJ、DPA、WX24の3社のデータ放送事業者が移行する予定である。現在、WINJはWOWOW、DPAはBSジャパン、WX24はビーエスフジという同じチャンネルを利用している衛星放送事業者の多重化装置を借りて、これらの事業者の番組とともに多重化し、放送するという仕組みをとっているが、この仕組みと同様に、15チャンネルに移行した以後は、同チャンネルを使用しているNHKが有している衛星放送用の番組送出用の多重化装置の一部を賃借し、放送を行いたいと希望している。なお、WINJは現在、放送を休止している関係上、今回の申請はDPAとWX24の2社に関するものとなっている。

これらのデジタルデータ放送事業者は、それぞれ規模等は小さく、これから独立して新たに多重化装置を整備していくことは、経営上の負担が大きく、また、衛星の帯域等を効率的に使用していく観点から、1つにまとめ得るようなものについては、1つにまとめて送出していくことが好ましいと考えている。

以上を総合的に勘案し、本件の申請について業務の適正性、設備の賃貸の適正性について、所要の審査の結果、適正であると認められた。

イ 主な質疑応答

- ・ 現在も、WX24はビーエスフジ、DPAはBSジャパンにそれぞれ同様のことを行っているとのことだが、これは賃貸借契約の相手方がNHKではないため総務大臣の認可不要と考えていいのか、との質問に対し、総務省から、そのとおりである、との回答があった。

(文責：電波監理審議会事務局)